

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画変更年度	令和5年度
計画主体	むかわ町

むかわ町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 むかわ町農林水産課農業林務グループ

所在地 北海道勇払郡むかわ町穂別2番地

電話番号 0145(45)2116(直通)

FAX番号 0145(45)3048

メールアドレス rinmu@town.mukawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ・エゾシカ・ヒグマ・鳥類(カラス・ドバト・キジバト・スズメ)
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	むかわ町全域(ただし、鳥獣保護区域及び特定猟具使用禁止区域(銃)を除く)

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和2年度実績・被害金額の大きいもの上位3品目)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被 害 数 値	
		被害面積(ha)	被害金額(千円)
アライグマ	メ ロ ン	0.60	3,618
	南 瓜	1.57	2,041
	カ ン 口	0.22	1,188
エゾシカ	水 稻	55.06	52,121
	南 瓜	16.19	20,744
	小 豆	4.41	2,891
ヒグマ	水 稻	0.77	832
	南 瓜	0.57	741
	カ ン 口	0.02	108
鳥 類	小 麦	1.70	453
	メ ロ ン	0.05	300
	南 瓜	0.19	247

(2) 被害の傾向

アライグマ	町内全域に生息していると推察され、箱わなによる捕獲数が増加してきている。農業に関する被害は、農産物ではメロンなど果菜類の収穫・出荷前の農作物被害が多く、畜産では家畜の餌などへの被害が発生している。
エゾシカ	エゾシカの生息状況は出没や捕獲実績により町内全域に及んでいる。 農業に関する被害は、農作物の播種から収穫までの長期間において、水稲から露地野菜まで広範囲に食被害をもたらす。 平成22年度から整備した侵入防止柵において一時期被害は軽減されたが、エゾシカの行動が変化したこと、侵入防止柵内において繁殖増頭により、ふたたび町内全域において被害が増加している。 林業に関する被害は、近年増加しており、人工林の針葉樹における苗木の枝葉や樹皮の食害や樹皮へ角こすり等が発生し、被害により生育の遅延や障害が発生しており深刻な場合には樹木が枯死にいたる。

	さらに、市街地・道路に多く出没し、交通事故発生への懸念も課題になっていることから農林業のみならず、住民生活にも影響している。
ヒグマ	農業に関する被害は、春から秋にかけて水稲から露地野菜まで食害を受けている。また、農村集落内の住宅の近くまでヒグマの出没域が迫っており、道路横断などの目撃情報も多く、農作物の被害のみならず、人命の危険も懸念されるため、目撃地域には、見回り活動や広報活動を強化していく必要がある。
鳥類	水稲・豆類など播種から収穫前の間による食害、畜産農家では牧草のラップを破ることで腐敗させることや、濃厚飼料を食害する等の被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値(令和2年度)		目標値(令和6年度)	
	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
アライグマ	3.26	7,811	2.88	6,705
エゾシカ	117.36	85,961	103.93	79,155
ヒグマ	1.49	1,851	1.19	1,459
鳥類	2.65	1,627	2.29	1,301

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>① アライグマ 外来種対策として、外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、アライグマ駆除講習会を開催し受講者による箱わなの設置捕獲により被害防止を図っている。 ・H30実績 802頭 ・R元実績 470頭 ・R02実績 622頭</p> <p>② エゾシカ エゾシカ被害が甚大であることから、侵入の防止と捕獲による個体数の減少を重点に実施してきている。 侵入防止については平成23年度から侵入防止柵や囲いわな設置。令和2年度からは箱わなによる取組を行っている。捕獲については、平成22年度から狩猟期間についても有害駆除を実施し、個体数の調整を図ってきている。捕獲個体については、持ち帰り、または食肉加工処理施設へ搬送、もしくは環境に影響を与えない方法で埋設処理している。</p>	<p>① アライグマ 箱わなの活用によって捕獲数が増大してきているが依然として目撃頭数の減少がみられないため、効率的な捕獲実施が課題となっている。</p> <p>② エゾシカ 町内猟友会の協力を得て対策を講じてきているが、猟友会員の減少及び高齢化が進んでいることから、後継者の育成環境の整備が急務となっている。 また、銃器が使用できない場所での捕獲対応が課題となっている。</p>

	<p>町と農協では従事ハンターの負担を軽減するため支援を行ってきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30実績 1,784頭 ・R元実績 1,483頭 ・R02実績 2,240頭 <p>③ ヒグマ 出没時には委嘱ハンターによるパトロールを指示し、農作物等への被害及び生活環境を脅かす危険のある場合には、箱わなによる捕獲を実施している。捕獲個体については、研究施設に検体として提供、もしくは環境に影響を与えない方法で埋設処理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30実績 8頭 ・R元実績 16頭 ・R02実績 17頭 <p>④ 鳥類 農作物被害を軽減するため、農業協同組合等がむかわ町へ鳥獣捕獲許可申請を行い、地元猟友会の協力を得て捕獲を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30実績 63羽 ・R元実績 55羽 ・R02実績 0羽 	<p>③ ヒグマ 地元ハンターの高齢化と後継者不足により担い手育成が急務である。また、箱わな設置は事前申請ができなく、出没してから許可を得るため被害防止等の懸念がある。</p> <p>また、組織に専門的に狩猟を行う者が少ないため個体数を抑制させるまでに至っていない。</p> <p>④ 鳥類 農作物へのリスクにより銃による捕獲が困難であるため、銃以外による効果的な被害防除を要する。</p> <p>また、カラス等による生活環境への被害対応も課題となっている。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>平成22年度よりエゾシカ侵入防止柵を町内全域に設置し、農作物等の被害の防止を図ってきている。</p> <p>平成元年頃からエゾシカ被害が増加しはじめ、この被害を軽減するために、忌避剤や電気牧柵の設置等を講じてきた。</p> <p>平成20年度頃から金網フェンス等の侵入防止への支援要請が増え、平成23年度は「鳥獣被害防止総合対策事業(国)」を活用し町内の広範囲に対策を講じることができた。</p> <p>平成24年度は町費による河川敷地の設置によって川と山とに挟まれた農作物ほ場の往来防止を図ってきた。</p> <p>これらの事業により設置した侵入防止柵は、防止柵の老朽化や破損に伴う修繕や維持管理は、多面的直</p>	<p>侵入防止柵により対策した地域の食害の軽減効果はあるものの、道路等により設置不可能な地域では被害拡大が散見される。</p> <p>今後、大規模な金網仕様の防護柵の設置は経費の負担が大きいことから、困難である。</p> <p>また、鹿の侵入といった変化してきていることから、新たな対策が求められる。</p>

	接支払交付金等を活用し地域において管理している。	
生息環境 管理その 他の取組	平成23年度より緩衝帯を設置し草刈りを実施している。	

(5) 今後の取組方針

① アライグマ

北海道アライグマ対策基本指針に基づき、「野外からの排除」を目指し、農業被害を防止するため、農業関係機関等と連携しながら、アライグマ駆除講習会を継続して実施し、受講者自らが駆除を行うことによって被害拡大防止を図る。

② エゾシカ

狩猟期間においても有害駆除を実施し、積極的な個体数減少への調整を図るとともに、農地への侵入防止のため、エゾシカ侵入防止柵及び電気牧柵等の効果的な設置について検討をすすめながら、農用地等に隣接する山林との間の草地を重点的に刈り払い、緩衝帯を設置等により、エゾシカが農用地等に近づかないよう生息管理を行う。

猟友会会員の高齢化や会員数減少対策として、後継者の人材育成環境を整える。

また、銃猟による捕獲ができない区域において、エゾシカ用わな等による捕獲を実施するために、わな等の整備の他に、農業者の体的な獲体制を構築するために、わな猟免許の取得をとりすすめることで、捕獲の拡大を図る。

さらに、エゾシカ有効活用の観点から、産業化に向けた取り組みを引き続き推進する。

③ ヒグマ

人的・経済的被害を未然に防ぐため、出没の際には委嘱ハンターによるパトロールと捕獲体制を強化するとともに、ヒグマの習性を活かした効果的な捕獲技術の検証を行う。

また、目撃、出没、捕獲があった場合には、地域住民への周知のほかに町ホームページ等により広く情報を公開する。

さらに、農用地等に隣接する山林との間の草地を重点的に刈り払い、緩衝帯を設置することにより、ヒグマが農用地や人家に近づかないよう生息管理を行う。

④ 鳥類

農作物被害を軽減するため、引き続き地元猟友会の協力を得て捕獲を実施し、被害拡大防止に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

1 鳥獣被害対策実施隊による捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊は、原則として猟友会苫小牧支部鷓川部会及び穂別部会より推薦を受けた者とするが、被害軽減に効果的な捕獲ができる等の理由において町長が特に必要と認める者もむかわ町有害鳥獣駆除ハンターとして委嘱する。

① アライグマ

箱わなによる捕獲

② エゾシカ

周年を個体調整期間とし、北海道に申請し鳥獣捕獲許可従事者(エゾシカ対策実施隊)による捕獲を実施していく。合わせて、わな等を利用した効率的な捕獲、搬出・処理方法について検討を行う。

③ ヒグマ

町嘱託ハンターにより出没場所にわなを設置し、人畜及び農作物被害の未然防止を図る。

なお、人に危害が及ぶ危険性がある場合は銃器による捕獲を実施する。

④ 鳥類

農作物の被害を軽減することを目的に、農業協同組合が申請者となって、むかわ町へ鳥獣捕獲許可申請し、捕獲の実施により被害の防止を図る。

2 鳥獣被害対策実施隊以外の捕獲体制

(1) アライグマ

アライグマ駆除講習会受講者による、箱わなの積極的な設置・捕獲を実施し生息数を減少させる。

(2) 鳥類

地元ハンターによる積極的な捕獲を実施し被害の防止を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 から 令和6年度	アライグマ	・技術講習会の実施 ・捕獲わなの維持管理
	エゾシカ	・狩猟免許取得支援(わな猟免許) ・エゾシカ駆除報償金 ・くくりわな、箱わな及び囲いわなによる捕獲体制の強化 ・電気牧柵の導入・整備 ・鳥獣捕獲許可従事者(従事ハンター)に対する負担軽減 (町補助金・ハンター保険料補助)

	ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ駆除従事者報償金 ・ヒグマ捕獲報償金 ・箱わなの導入・更新
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣パトロール交付金(地元猟友会へ交付) ・狩猟免許取得助成金(第一種銃猟免許) ・委嘱ハンター損害保険料

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
① アライグマ	町内における被害が発生した箇所への箱わなを設置する手法を継続し、年間捕獲目標は定めないものとする。
② エゾシカ	これまでの捕獲実績頭数、北海道が実施するライトセンサスの個体数によって、鳥獣捕獲許可従事者等や捕獲協力体制を勘案し、年間捕獲計画数を設定する。あわせて捕獲効率を高めるため、繁殖期間におけるメス捕獲の重要性について普及啓発と誘導をすすめる。
③ ヒグマ	人畜への危険性及び農作物の被害が発生した場合に限り捕獲のため、年間捕獲目標は定めない。
④ 鳥類	有害鳥獣パトロールの強化及び効率的な捕獲方法を検討し、年間捕獲目標は定めない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	3,800頭	3,800頭	3,800頭

捕獲等の取組内容	
① エゾシカ	<p>捕獲は通年とし、捕獲手段は従事ハンターによる銃器(ライフル銃・散弾銃)及びわな(くくりわな、囲いわな、箱わな等)とし、捕獲予定場所は町内全域(ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に規定する場所及び区域を除く。以下同じ)とする。</p> <p>また、エゾシカの有効活用の観点から捕獲個体の活用の可能性について情報収集を進める。</p>

② ヒグマ

可猟期間以外の捕獲は、捕獲許可申請を行い実施する。捕獲手段は町委嘱ハンターによるわな設置並びに銃器(ライフル銃・散弾銃)とし、捕獲予定場所は町内全域とする。

③ アライグマ

捕獲は随時実施し、捕獲手段はわなとし捕獲予定場所は町内全域とする。

④ 鳥類

ハンターによる銃器(散弾銃・空気銃)を用いた捕獲を町内全域で実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

エゾシカやヒグマ等の個体の習性及び危険性を考慮し、銃器を用いて安全かつ効率的な捕獲を実施する。

ただし、銃器を使用する際は、周囲の安全確保を第一に優先し、必要最小限の使用とする。

また、銃器の使用は、有害鳥獣駆除実施許可期間中、むかわ町全域(ただし、鳥獣保護区域及び特定猟具使用禁止区域を除く。)で実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
むかわ町	鳥類(ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジバト・ドバト・ニューナイスズメ・スズメ)

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ			○侵入防止柵の設置 ・柵の種類 2m高金網フェンス ・設置距離 34,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	受益者組織による維持補修など。	受益者組織による維持補修など。	受益者組織による維持補修など。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 から 令和6年度	エゾシカ ヒグマ	・追払い活動の強化 ・隠れ場所となる雑木林や藪地における・緩衝帯の設置 ・放任果樹の除去

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
北海道	鳥獣被害防止対策窓口(捕獲許可等)
北海道札幌方面苫小牧警察署	有害鳥獣出没情報の共有、住民への指揮、誘導
むかわ町	有害鳥獣被害防除のための指揮、誘導及び住民への周知
鳥獣被害対策実施隊	町からの指示によるパトロール及び捕獲活動

(2) 緊急時の連絡体制

別紙2「ヒグマ出没時連絡及び捕獲体制表」による

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>① アライグマ 電気止め刺し等により殺処分を行い、処分後は生活環境に影響を与えない方法で処理する。</p> <p>② エゾシカ 捕獲個体については、従事者の持ち帰りを原則とするが、持ち帰りが困難な場合は、他の鳥獣の捕食物や環境汚染、生活環境に影響を与えない方法で、捕獲現場で適正に土中埋設</p>

処理する。

③ ヒグマ

研究施設に検体として提供もしくは生活環境に影響を与えない方法で埋設処理する。

④ 鳥類

従事者の持ち帰りを原則とするが、持ち帰りができない場合は、生活環境に影響を与えない方法で埋設処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・エゾシカ 捕獲後1～2時間以内に搬入し解体処理及び加工。 ジビエとして地域の飲食店で食材として扱う。捕獲数と捕獲時の状態が不確定なため目標は定めないものとする。
ペットフード	・エゾシカ 捕獲後1～2時間以内に搬入し解体処理及び加工。 ペットフードとして卸業者に出荷する。捕獲数と捕獲時の状態が不確定なため目標は定めないものとする。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	・ヒグマ 学術研究として必要な部位を検体として研究機関へ送付。 捕獲数が不確定なため目標は定めないものとする。

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

・エゾシカ 個体の病気の情報や衛生管理の面で保健所の指導や捕獲・搬入・加工といった流通に携わる人材の知識習得の実施。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	むかわ町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
鷓川農業協同組合	鳥獣被害実態調査・情報収集 防護柵設置に関する取りまとめ等
とまこまい広域農業協同組合穂別支所	鳥獣被害実態調査・情報収集 防護柵設置に関する取りまとめ等
鷓川土地改良区	有害鳥獣の被害等に関すること
北海道農業共済組合いぶり支所	有害鳥獣の被害等に関すること
胆振農業改良普及センター東胆振支所	鳥獣被害防止に係る技術的指導・助言、情報提供等
むかわ町農業委員会	有害鳥獣の被害等に関すること
猟友会 苫小牧支部 鷓川部会	有害鳥獣の捕獲に関すること
猟友会 苫小牧支部 穂別部会	有害鳥獣の捕獲に関すること
学識経験者	鳥獣被害防止に係る技術的指導・助言、情報提供等
地域の代表	有害鳥獣の被害等に関すること
むかわ町	協議会の総括、事務局に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道	・鳥獣被害防止計画の協議、鳥獣被害防止総合対策事業の指導に関すること ・鳥獣被害防止対策の窓口(捕獲許可等)

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>町では、地元猟友会、町内の狩猟免許所有者及び町職員によるエゾシカ被害対策実施隊を組織し、エゾシカの効果的な捕獲活動を行う。</p> <p>また、ヒグマによる人畜に対する危害及び農作物の被害防止のため、ハンターを委嘱しヒグマ防除対策実施隊を組織するなど、有害鳥獣の効果的な捕獲を実施する。</p>
--

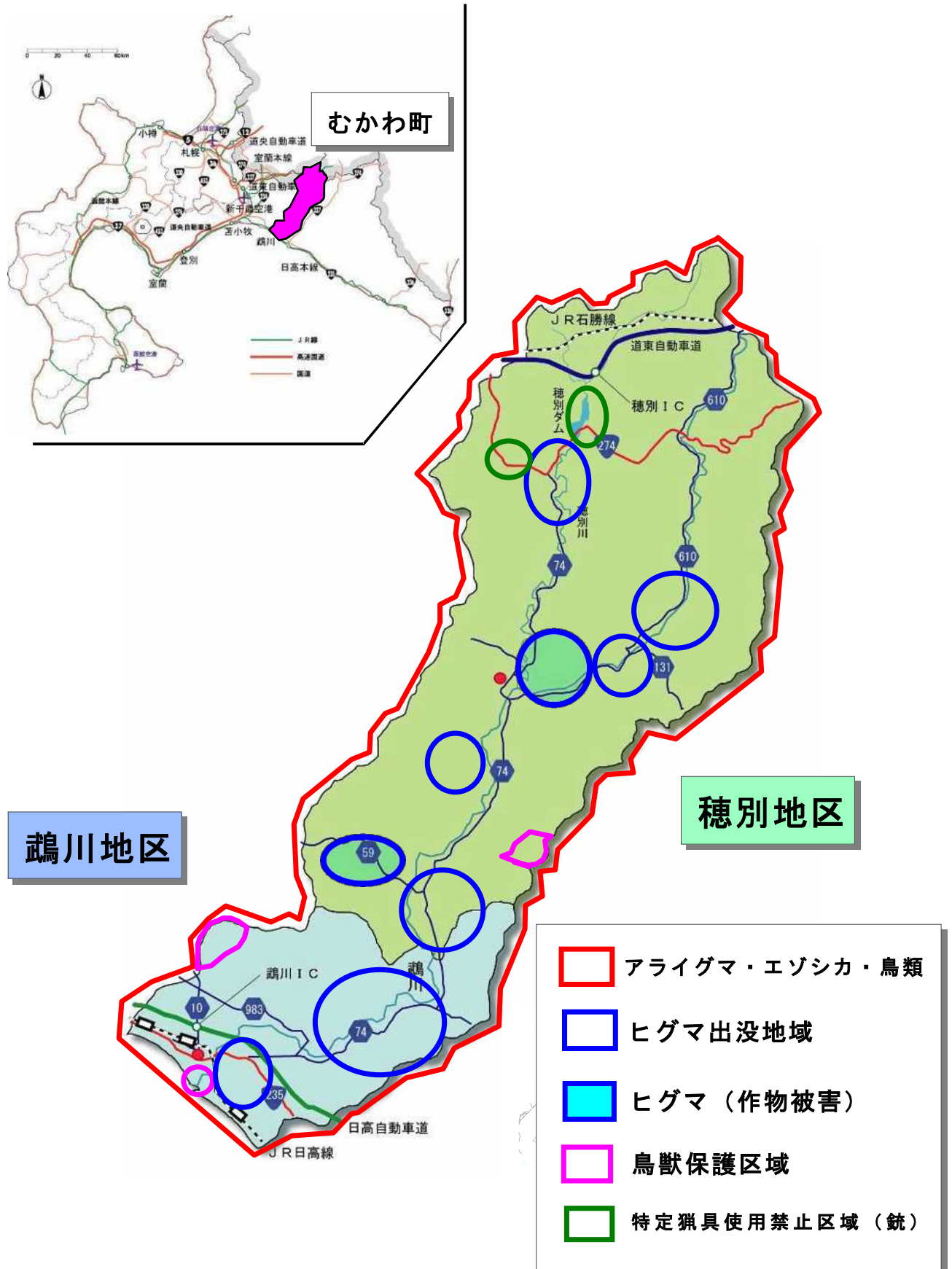
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に有効な対策等について被害域内の住民に普及啓発や周知などにより、一体となった防止対策を推進していく。併せて情報共有により対策を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣の捕獲に関して関係機関と連携を図っていく。また、鳥獣被害防止計画は必要に応じて見直し、変更を行うものとする。

むかわ町鳥獣被害分布図



ヒグマ出没時連絡及び捕獲体制表(別紙2)

